

国立市肥料等高騰対策給付金事業交付要領

(目的)

第1条 この要領は、コロナ禍や国際情勢の変動による農業肥料類の価格高騰に伴い、農業経営面で影響を受けている、一定額以上の農業所得を得ている農業者等に対して、農業経営の継続を支援するために給付する肥料等高騰対策給付金（以下「給付金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(給付対象者)

第2条 給付金の交付を受けることができる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和4年11月1日時点において、市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている個人又は当該個人が営む法人であること。
- (2) 令和4年11月1日時点で、農畜産物の生産及び販売を行う農業を営み、今後も引き続き継続する意向であること。
- (3) 令和3年分の確定申告書の農業所得欄に10,000円以上の金額が計上されていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、給付対象者として認めない場合がある。

- (1) 市内において不適正な農地利用を行った者
- (2) 過去に国、都道府県、国立市等からの助成に関し、不正等の事故を起こした者
- (3) 公序良俗に反する行為を行った者
- (4) その他、国立市が補助対象者として適切でないと判断する者

(補助金の額)

第3条 給付金額は、1給付対象者につき、令和3年の確定申告（個人の場合は所得税法（昭和40年法律第33号）第120条の規定による申告をいい、法人の場合は法人税法（昭和40年法律第34号）第74条の規定による申告をいう。以下同じ。）において、農業所得として申告した合計額の1,000分の35に相当する額とする。

2 前項の農業所得額に10,000円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする給付対象者は、国立市肥料等高騰対策給付金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて申請するものとする。

2 申請期限は、令和5年1月31日までとする。

(交付決定等)

第5条 前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査して交付可否を決定し、国立市肥料等高騰対策給付金交付決定通知書（第2号様式）、または国立市肥料等高騰対策給付金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めたときは、条件を付することができる。

2 この要領による給付金の交付は、1給付対象者につき1回までとする。ただし、1給付対象者において、個人と法人に分けて確定申告を行っている場合は、双方の農業所得額が二重に積算されていなければ、それぞれを対象として申請を行うことができる。

(交付決定の取消し又は返還)

第6条 交付決定を受けた給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した給付金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認めたとき。

(委任)

第7条 この要領の施行について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年11月24日から施行する。